

## 公益財団法人東京都スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.tokyo-sports.or.jp

必須項目	項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
○	1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	本協会は、東京都の事業協力団体であることから、東京都が策定した「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、その基本理念である「誰もがスポーツを楽しむ東京を実現し、一人ひとりのウェルビーイングを高め、社会を変革する」の実現を目指し、この計画に沿って、東京都と協力し活動を行っている。このため、独自の組織運営に関する中長期基本計画は策定していない。本協会独自の中長期計画の策定については、その可否も含めて、今後、東京都と調整していく。
▲	2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	1 現在、人材の採用及び育成に関する計画は策定していない。 2 本協会は、東京都からの派遣職員、固有職員、契約職員等で構成されている。東京都からの派遣職員が約50%を占めているため、採用計画については、毎年度、東京都の次年度の予算（事業）規模が概ね固まる12月を目途に職員の意向なども踏まえ、体制を確定している。 今後、計画の策定に当たっては東京都の方針を踏まえ、検討する。 3 職員の内、東京都派遣職員については、都の研修計画に沿った研修を実施している。また、本協会固有職員及び契約職員については、平成26年度から職員の職歴に応じて、民間研修機関を活用し研修を行っている。 例) 新社会人研修、中堅職員研修、コンプライアンス研修等
▲	3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	1 現在、財務の健全性確保に関する計画は策定していない。 2 本協会は東京都からの補助金が90%を超えている。補助事業の趣旨を踏まえ、予算の適正執行に努めていく。
▲	4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	1 「公益財団法人東京都スポーツ協会評議員及び役員候補者推薦規程」で推薦方法・役員の定年を定めている。 2 理事における外部委員4名（14.8%）、女性役員5名（18.5%）となり、女性理事については、前回改選時より1名増（3.7%アップ）となっている。 3 女性理事の目標割合（40%以上）の設定について、令和7年6月に「公益財団法人東京都スポーツ協会評議員及び役員候補者推薦規程」を改正し、次期役員改選時（令和8年6月）から、理事候補者の推薦に当たっては、理事27名のうち11名以上（40.7%）の女性候補者を推薦することとした。

必須項目	項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
▲	5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	1 役員と同様に規程に基づき、選任している。 2 外部委員9名(50%)、女性評議員は今年度の改選で2名増の3名となった。 3 評議員の半数は、加盟団体からの推薦により選任している。加盟団体の体制が男性役員が多い中、女性役員を更に増やしていくことが今後の課題である。 4 ガバナンスコードの主旨を機会あるごとに周知するとともに、今後の役員改選に向け更に働きかけを強化し、評議員構成における多様性を確保していきたいと考えている。
▲	6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	本協会ではアスリートの登録はなく、この項目は該当しない。
▲	7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	本協会は、定款に定める公益目的事業及びその他の事業など多岐にわたる事業を行う組織であり、その事業を遂行するために、定款に基づき、公益財団法人東京都スポーツ協会評議員及び役員候補者推薦規程で理事及び監事の人数を定めており、現在27名の理事、2名の監事で理事会を構成している。これは、事業の規模及び加盟団体数からすると、規模としては適正であると考えており、規模を見直す予定はない。
▲	8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在、役員の定年は、公益財団法人東京都スポーツ協会評議員及び役員候補者推薦規程第5条で、就任時満70歳未満と定められている。
▲	9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	再任回数の上限について、令和7年6月に「公益財団法人東京都スポーツ協会評議員及び役員候補者推薦規程」を改正し、次期役員改選時(令和8年6月)から、役員候補者を推薦する場合は、就任時における役員在任期間が連続して10年を超える者を推薦することができない、とする再任制限を設けた。

必須項目	項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
▲	10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	独立した委員会はないが、本協会からの推薦者、加盟団体からの推薦者、学識経験者のいずれかによって役員が構成されている。加盟団体からの推薦者については、加盟団体間における合議によって選出されており、その選出方法、過程において、理事会の関与は受けていない。 今後、既に設置している「評議員選定委員会」等で役員体制についても意見を聴取するなど、より適切な組織運営の確保に努めていく。
○	11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	1 評議員、役員等、委員会委員及び職員については、公益財団法人東京都スポーツ協会役・職員倫理規程第3条及び第4条で「基本的責務」、「遵守事項」として法令遵守及び協会諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第6条で違反した場合の対処等について定めている。 2 さらに職員については、職員就業規則第4条で協会の定款、諸規定の遵守義務を定めており、同第44条及び第45条で違反した際の懲戒について定めている。
○	12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。 令和6年4月1日の組織名称の変更に伴う改正を行った。
○	13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程を整備している。
○	14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「公益財団法人東京都スポーツ協会評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する規程」、「公益財団法人東京都スポーツ協会役職員等旅費規程」及び事務局職員の給与等に関する「給与規程」を整備している。
○	15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第10条及び第14条で、法人の財産、公益目的取得財産残額の算定について定めているほか、各規程を整備している。

必須項目	項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
○	16	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための 規程を整備しているか	1 スポーツ少年団登録規程第1条及び第3条において、対象者及び登録料について定めている。 2 加盟団体規程第12条及び第15条で分担金、加盟金について定めている。
☆ ※都 道府 県	17	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理 的な選考に関する規程その他 選手の権利保護に関する規程 を整備すること	東京都の代表選手は、各大会の要綱・参加基準に沿って、競技力向上委員会において、選考選択基準を整備し、それに基づき選考するよう依頼している。今後、各競技団体の取組状況を確認しながら、本協会としての役割を検討する。
▲	18	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的 な選考に関する規程を整備す ること	本協会では、審判登録がないため、この項目は該当しない。
▲	19	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な 弁護士への相談ルートを確認 するなど、専門家に日常的に 相談や問い合わせをできる体 制を確保すること	法律の全般としては、弁護士と顧問契約をし、業務執行上法的に懸念がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。
▲	20	[原則4] コンプライアンス委 員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会 を設置し運営すること	公益財団法人東京都スポーツ協会倫理委員会規程により、倫理委員会を設置、運営しており、コンプライアンス委員会の機能を有している。
▲	21	[原則4] コンプライアンス委 員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会 の構成員に弁護士、公認会計 士、学識経験者等の有識者を 配置すること	以下のメンバーにより、倫理委員会を構成している。 (1) 弁護士 1名 (2) 本協会及びスポーツ界に精通している学識経験者 1名 (3) 公認会計士 1名 (4) 本協会理事 3名

必須項目	項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
○	22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	加盟団体を対象とした「幹部中央研修会」を年1回開催し、必要に応じて、弁護士等を講師とした研修を実施している。職員については、平成29年度より、外部研修機関を活用し、コンプライアンスの研修の実施に努めている。
○	23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	東京都と共催で「スポーツ・インテグリティ理解促進事業」として、加盟団体や関係者を対象としたインテグリティ研修を年3回以上実施している。
▲	24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	本協会では審判員登録がないため、この項目は該当しない。
▲	25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	1 法律の全般としては、弁護士と顧問契約をし、業務執行上法的に懸念がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 2 財政会計部門においては税理士事務所と契約し、定期的な訪問や適宜相談できる体制を整えている。
○	26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	協会の会計は、法令・定款及び経理規程の定めによるほか、「公益法人会計基準」に基づき公正な会計原則を遵守している。
○	27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	1 東京都における要綱などの定めに沿って、適切に処理し、東京都の事業所管課、公益法人所管課の監査を受けている。 2 また、当協会の経理規程の定めに基づき、適切な経理処理を行っている。
○	28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。

必須項目	項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
○	29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	本協会が主催・共催する大会等については、要綱等で選手選考基準を開示している。
○	30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	遵守状況を毎年3月31日にHPで公表する。
▲	31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNF団体との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	1 公益財団法人東京都スポーツ協会役・職員倫理規程第4条3項において、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることを斡旋・供してはならないと定めている。 2 倫理ガイドラインにおいて、「不適切な経理処理に起因する事項」において、利益相反を含む金銭面に関する適正行為を定めている。
▲	32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	公益財団法人東京都スポーツ協会役・職員倫理規程第4条3項において、3 役・職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。と定めている。また、公益財団法人東京都スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインIIにおいて、「不適切な経理処理に起因する事項」において、金銭面に関する不正行為を戒めている。 令和6年4月1日付施行で「公益財団法人東京都スポーツ協会利益相反ポリシー」を制定した。
▲	33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	東京都からの補助金等の交付団体については、スポーツ事業の会計処理に関するコンプライアンス相談窓口を本協会として設置し、令和5年度より運用している。
▲	34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	現在は、事案により顧問弁護士等に相談をしながら対応している。弁護士、公認会計士、学識経験者で構成する倫理委員会の運用や経費面も含めて検討する。

必須項目	項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
▲	35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	次の規程において、定めており、公表している。 1 公益財団法人東京都スポーツ協会役・職員倫理規程第4条（役・職員の順守事項）、第6条（役・職員がこの規程に違反した場合の対処等） 2 公益財団法人東京都スポーツ協会職員就業規則第38条（解雇）第43条～46条（懲戒等）
▲	36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	現在、処分審査にかかる規程等はない。今後、検討していく。
▲	37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	本協会は、平成26年3月に登録済みであり、同時期にスポーツ仲裁機構への登録に関する文書を加盟団体宛に通知している。
▲	38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	事例が発生した場合には、対象者に通知しており、適正な解決に努めている。
▲	39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	1 事業実施における危機管理マニュアルを作成し、HPで公表している。 2 公益財団法人東京都スポーツ協会文書管理規程、個人情報保護に関する規程を整備している。 3 本協会の運営にかかる危機管理マニュアルについて、検討する。

必須項目	項目 通し番号	原則	自己説明項目	自己説明
▲	40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること	今後、経費、人材面も含め検討していく。
▲	41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること	今後、経費、人材面も含め検討していく。
☆ ※都道府県	42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程には、権限関係の明確化、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援等についての一般的な規定はないが、事業にかかる補助金の交付にあたっては、事業実施要綱等で適正執行について定めており、指導・助言等を行っている。 今後は、公益財団法人日本スポーツ協会の例を参考にし、加盟団体の意見を聴きながら、規定を整備していく。
☆ ※都道府県	43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	1 加盟団体の幹部職員（会長・理事長）を対象とした、幹部中央研修会（年一回開催）の中で、必要に応じて、弁護士や関係機関の専門家に講義をお願いしている。幹部中央研修会には当協会の全役員（理事・監事）も出席をしている。 2 年2回の加盟団体代表者会議の開催のほか、年1回の加盟団体事務局長会議を実施し、情報提供を行っている。5年度の加盟団体代表者会議では、一般スポーツ団体ガバナンスコードの取り組みについてより実務的な講義を実施し、取り組みの促進に努めた。今後も継続して実施予定。 3 5年度から東京都と共催で「競技団体組織基盤強化支援事業」を開始し、法人格のない団体への法人化やガバナンスコードにかかる支援等を行っている。 4 各団体のヒアリングの際に、情報提供、共有をしている。